

第7条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定める政務活動（会派が実施する県政の課題を把握し県民の意見を県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進のために必要な活動をいう。）に要する経費とする。

第8条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「地方自治法第100条第14項」を「前条」に、「調査研究」を「政務活動」に、「第12条」を「第11条」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出しを「(政務活動費の返還)」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「使途基準に従って行った」を「政務活動に関する」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保等)

第12条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行うこと、政務活動費の使用に関する指針を定めることその他の措置を講ずることにより、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第13条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則第2項の見出しを「(政務活動費の額の特例)」に改め、同項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「平成24年4月1日から平成25年3月31日」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

(別表) (第7条関係)

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 他の団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う住民相談等の広聴活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情活動費	会派が行う要請陳情活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議に要する経費 2 他の団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(長野県議会基本条例の一部改正)

第4条 長野県議会基本条例（平成21年長野県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「委員会における」を削る。

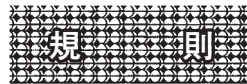
第18条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条中政務調査費の交付に関する条例附則第2項の改正規定（「平成24年4月1日から平成25年3月31日」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日」に改める部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に提出されている第3条の規定による改正前の政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定による会派の届出は、この条例の施行の日において第3条の規定による改正後の政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により提出された会派の届出とみなす。
- 旧条例第6条第1項又は第2項の規定により交付された平成25年3月分の政務調査費については、新条例第6条第1項又は第2項の規定により交付された同月分の政務活動費とみなして、新条例の規定を適用する。
- 旧条例第6条第1項又は第2項の規定により交付された政務調査費（前項の規定により政務活動費とみなされた政務調査費を除く。）に係る返還及び収支報告書については、なお従前の例による。

総務課
議事課
調査課



長野県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年3月1日

長野県議会議長 平野成基

長野県議会規則第1号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 秘密会（第109条－第110条）」を

「第6章の2 公聴会及び参考人（第108条の2－第108条の8）」

第108条の2 （公聴会開催の手続）

第108条の3 （意見を述べようとする者の申出）

第108条の4 （公述人の決定）

第108条の5 （公述人の発言）

第108条の6 （議員と公述人の質疑）

第108条の7 （公述人の代理者又は文書による意見の陳述）

第108条の8 （参考人）

第7章 秘密会（第109条－第110条）

」

に改める。

第25条第1項中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第89条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第108条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時及び場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第108条の3 会議における公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第108条の4 前条の公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者その他の者の中から、議長が、議会運営委員会に諮つて定め、本人にその旨を通知する。

2 前項の規定によりあらかじめ申し出た者の中に、その案件に対し、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第108条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第108条の6 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(公述人の代理者又は文書による意見の陳述)

第108条の7 公述人は、その代理者に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

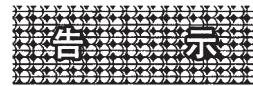
第108条の8 会議において参考人から意見を聴く議決があつたときは、議長は、その日時及び場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を参考人に通知する。

2 前3条の規定は、会議における参考人について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 事 課



長野県議会告示第1号

政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成13年長野県議会告示第1号)の一部を次のように改正します。

平成25年3月1日

長野県議会議長 平野成基

題名を次のように改める。

政務活動費の交付に関する条例施行規程

第1条中「政務調査費の交付に関する条例」を「政務活動費の交付に関する条例」に、「基づき、政務調査費」を「基づき、政務活動費」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「政務調査費経理責任者は、政務調査費」を「政務活動費経理責任者は、政務活動費」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条第2項中「第12条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条を第5条とする。

別表を削る。

様式第1号及び様式第2号中「政務調査費の交付に関する条例」を「政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

様式第3号中「政務調査費の交付に関する条例」を「政務活動費の交付に関する条例」に改める。

様式第4号中

「(様式第4号)(第4条関係) 年度政務調査費収支報告書」を

「(様式第4号)(第3条関係) 年度政務活動費収支報告書」に、「政務調査費の交付に関する条例」を「政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費収支報告書を」を「政務活動費収支報告書を」に、「政務調査費を」を「政務活動費を」に、「調査研究活動」を「調査研究その他の活動」に、「政務調査費(」を「政務活動費(」に、

「 研 修 費 [] を

「 研 修 費 [] に、
広 聴 広 報 費 []
要請陳情活動費 []

「 広 報 費 [] を
事 務 費 []

「 事 務 費 [] に改

め、同様式の注の1中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同注の2中「政務調査」を「政務活動」に改める。